

# 和歌山県子どもの読書活動推進計画 (第五次)



令和6年8月  
和歌山県教育委員会

## 目 次

はじめに	1
第1章 本推進計画策定に当たって	2
1 第四次推進計画期間における成果と課題	2
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	2
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	3
① 県立図書館における取組	3
ア 読書活動における情報提供	3
イ 市町村立図書館（室）や関係機関・団体との連携・協力	4
ウ 学校図書館との連携・協力	5
エ 資料及びバリアフリーサービスの充実	5
オ 児童生徒へのサービスの充実	6
カ 図書館評価の実施	7
② 市町村立図書館（室）における取組	7
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	8
① 幼稚園・保育所・認定こども園等	8
② 小・中・高等学校・特別支援学校等	8
ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	8
イ 障害のある子どもの読書活動の推進	10
ウ 家庭・地域の連携による読書活動の推進	10
エ 学校図書館の機能強化に向けた研修会の充実	11
オ 学校図書館の資料及び設備の整備・充実	12
カ 学校図書館の人的配置の推進	13
(4) 県民の読書活動に対する支援	14
(5) 啓発・広報等の推進	14
2 第四次推進計画における数値目標	15
第2章 基本方針及び推進体制	17
1 基本方針	17
(1) 多様な子どものニーズに対応した取組の推進	17
(2) 子どもが読書に親しむための環境の充実	17
(3) 子どもの読書に関わる人の育成	17
(4) 子どもの読書環境のデジタル化推進	18
2 推進体制	18
(1) 県における取組	18
(2) 市町村との連携・協力	18

(3) 民間団体との連携・協力	19
<b>3 数値目標</b>	<b>19</b>

<b>第3章 こどもの読書活動推進の方策</b>	<b>20</b>
<b>1 家庭におけるこどもの読書活動の推進</b>	<b>20</b>
(1) 家庭の役割	20
(2) 家庭における読書を支援する取組	20
<b>2 地域におけるこどもの読書活動の推進</b>	<b>20</b>
(1) 公立図書館（室）の役割	20
(2) 県立図書館における取組	21
① 読書活動に関する情報提供やインターネットサービスの充実	21
② 優良な図書の普及	21
③ 市町村立図書館（室）や関係機関・団体との連携・協力	22
ア 市町村立図書館（室）への支援	22
イ 図書館相互や関係機関・団体等との連携・協力	22
④ 学校図書館との連携・協力	22
⑤ 県立図書館の資料の充実	22
⑥ 児童生徒へのサービスの充実	23
⑦ バリアフリーサービスの充実	23
⑧ 図書館評価の実施	24
(3) 市町村立図書館（室）における取組	24
<b>3 学校等におけるこどもの読書活動の推進</b>	<b>25</b>
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等	25
① 園（所）の役割	25
② 園（所）における取組	25
ア 絵本や物語に親しむ活動の充実	25
イ 保護者への啓発	25
(2) 小・中・高等学校・特別支援学校等	25
① 小・中・高等学校・特別支援学校等の役割	25
② 小・中・高等学校・特別支援学校等における取組	26
ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	26
イ ふるさと教育を通じた読書活動の推進	27
ウ 障害のある子どもの読書活動の推進	27
エ 家庭・地域との連携による読書活動の推進	28
オ 異年齢交流	28
(3) 学校図書館の機能強化	28
① 学校図書館資料等の整備・充実	30

ア 学校図書館資料の整備・充実	30
イ 学校図書館の環境の整備	30
ウ 学校図書館のデジタル化の推進	30
② 学校図書館の人的配置の促進	31
<b>4 民間団体の活動に対する支援</b>	<b>32</b>
(1) 民間団体の役割	32
(2) 民間団体の活動に対する支援	32

## 取組事例

### 【市町村立図書館の取組】

湯浅町立図書館	1
---------	---

### 【小・中学校の取組】

海南市立日方小学校	2
-----------	---

日高川町立中津中学校	3
------------	---

### 【高等学校・特別支援学校の取組】

県立箕島高等学校	4
----------	---

県立きのかわ支援学校	5
------------	---

### 【特色ある取組】

有田川町立金屋図書館	6
------------	---

## 参考資料

1 各市町村における「読書活動推進計画」の策定状況等	1
2 県・市町村立図書館施設一覧	2
3 都道府県別図書館設置率	3
4 子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ	4
5 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)	5
6 子どもの読書活動の推進に関する法律	6
7 学校図書館法	8
8 学習指導要領における学校図書館の位置付け(抜粋)	12
9 和歌山県こどもの読書活動推進に係る協議会委員名簿	14

## はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、未来を担う子どもたちのために、社会全体で積極的に読書環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

平成 13 年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号。以下「推進法」という。）は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としています。

国は、平成 14 年 8 月に全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、その後、おおむね 5 年ごとに基本計画を変更し、平成 30 年 4 月に第四次、令和 5 年 3 月に第五次計画を策定し、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んでいます。

第四次基本計画期間中の令和元年 6 月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号。以下「読書バリアフリー法」という。）では、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することが目標とされており、本県でも令和 5 年 4 月から「和歌山県読書バリアフリー推進計画」を施行しています。また、令和 4 年 1 月に発表された第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」（以下「第 6 次学校図書館計画」という。）では、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成 5 年 3 月 29 日付文部省初等中等教育局長決定）の達成が求められています。

本県では、推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 16 年度から 5 年ごとの推進期間を定め、「和歌山県子どもの読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、子どもの読書環境を充実させる取組を進めてきました。国が第五次基本計画を策定したことを受け、本県でも、第四次計画期間中における成果と課題や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、今後、おおむね 5 年間（令和 6 年度～令和 10 年度）の取組となる「和歌山県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を新たに策定しました。

本推進計画は、「和歌山県長期総合計画」、「和歌山県教育振興基本計画」及び「和歌山県読書バリアフリー推進計画」を踏まえ、子どもの読書活動に関する意義を普及するとともに、読書環境を整備し、家庭・地域・学校等の社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るための基本方針や方策について示したものです。

県民の皆様には、この計画の示す基本方針や方策について、御理解と積極的な参画をお願いします。

## 第1章 本推進計画策定に当たって

### 1 第四次推進計画期間における成果と課題

#### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

県教育委員会では、子どもの発達段階、興味・関心に応じて、周囲の大人が一緒にになって読書に親しめるように具体例を記載したリーフレットを作成し、各市町村教育委員会、公立図書館（室）、県立学校、保健センター等に配付しました。小・中学校に対しては、1人1台端末に対応したデータ入力・紙での記入に対応した「きいちやん読書手帳」を作成し、配付しました。配付先では、読んだ本の記録、同じ作家の本の検索、読んだ本の紹介等に利用されています。

また、読書への関心を高め、啓発するために「キャッチフレーズ」を募集し、優秀作品を選定しました。（令和4年度：入賞作22点、応募数1,424点）

さらに、令和3年度から子どもだけでなく、全ての世代が読書に親しみ、本をとおして人と繋がる良さを伝えるための読書推進フォーラムを開催しています。

その他にも本に触れる機会を設ける取組として、県立工業高等学校や県立特別支援学校の生徒が製作したリサイクル図書用書架を不特定多数の人が利用する市町村の公民館や駅構内、子どもたちが利用する学童保育所等に設置しました。

【読書推進フォーラム】



【リサイクル図書用書架贈呈式】



県立図書館では、保護者を対象に乳幼児期からの絵本や物語の必要性を伝えるとともに、家庭での読み聞かせの方法等の講座を実施しました。

市町村においては、乳幼児健診等の機会を利用し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡すブックスタートに取り組んでおり、読書に親しむきっかけづくりとなっています。また、家族みんなで読書することで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした家読（うちどく）に取り組んでいる市町もあり、各地域の実態に合わせた形で活動が展開されています。

## (2) 地域における子どもの読書活動の推進

### ① 県立図書館における取組

#### ア 読書活動に関する情報提供

図書の貸出の利便性を図るため、県立図書館のホームページにおいて図書の検索・予約サービスや県内協力貸出<sup>注1</sup>等の情報を提供しました。また、引き続き「中高生読書まつり」として、ビブリオバトル<sup>注2</sup>とPOP<sup>注3</sup>コンクールを実施しました。

さらに、県立図書館の司書が選んだ小・中学生にお薦めの本のリスト「読んでみようよこんな本」を令和2年度に更新し、ホームページで公開しました。

#### ビブリオバトル参加者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,154人	792人	1,019人	1,271人

#### POPコンクール出展数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
573点	655点	541点	929点

【中高生読書まつり】



【ビブリオバトル】



注1 県立図書館の所蔵資料を市町村立図書館（室）で借りることができるサービス

注2 本を紹介するコミュニケーションゲーム（知的書評合戦）

5分間で本を紹介し、聞いた人たちが読みたくなった本に投票し、最もたくさんの票を集めめた本が「チャンプ本」となる。「人を通して本を知る。本を通して人を知る。」をキャッチコピーに日本全国に広がってきている。

注3 本を読みたい気持ちにさせる文章やイラストで表現したカード

ビブリオバトルについては、地域大会を開催する市町村が増えるとともに、参加者数も大幅に増えていますが、地域大会の取組の差が拡大しているので、今後、全ての市町村で実施できるよう、公立図書館司書や学校司書、教員等と連携し、取組を推進する必要があります。

POPコンクールについても、学年単位で取り組む学校もあり、出展数が増加しています。

#### イ 市町村立図書館（室）や関係機関・団体との連携・協力

協力貸出の利用には地域差があり、利用の少ない地域に制度の周知を行い、継続的な利用を促していく必要があります。

また、市町村立図書館（室）の活動支援として、初任者研修の開催や訪問による運営相談及び情報の収集や提供を行いました。初任者研修では、障害者サービス等に関する内容も取り扱いました。さらに、「出張講座注4」を行うことで、子どもの読書に関わる様々な立場の関係者の要請に広く応えました。

#### 市町村立図書館（室）への県内協力貸出冊数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
12,272 冊	13,002 冊	13,931 冊	14,103 冊

#### 出張講座の開催回数等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	35回	7回	28回	44回
参加者数	1,160人	250人	503人	1,576人

県立の社会教育施設5館（近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘、自然博物館、図書館）が連携して、各館の催しに関連のある図書の展示や合同でイベントを開催すること等で、啓発に努めました。

---

注4 絵本の読み聞かせ・ブックトーク・ビブリオバトルの仕方、紙芝居の作り方・演じ方、本の整理や修理の仕方、絵本や読書についての講習会など、県立図書館司書が行う専門性を生かした講座

対象は、幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校等の教職員、保育士、保護者、保育所児・幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生、地域ボランティア、市町村職員

## 5館での連携展示内容

	連携先	内容
令和元年度	近代美術館	「ニューヨーク・アートシーン」
令和2年度	県立博物館	「文化人としての喜多村進」

### ウ 学校図書館との連携・協力

学校図書館への支援として、「団体貸出注5」や「学校等協力貸出注6」、「セット貸出注7」等を引き続き行い、学校図書館の蔵書充実の支援に努めました。

また、これらの貸出支援について、学校等にチラシを配布し周知しましたが、利用の拡大のため、用途に合わせた提案や継続して制度内容の周知を図っていく必要があります。

セット貸出については、教科書の改訂や学校図書館のニーズに応じてセットの本を定期的に見直すことが必要です。

#### 団体貸出冊数(セット貸出含む)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
16,951 冊	13,972 冊	15,815 冊	13,394 冊

#### 学校等協力貸出冊数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6,836 冊	5,478 冊	6,018 冊	5,132 冊

### エ 資料及びバリアフリーサービスの充実

こどもや保護者、関係機関・団体等の幅広いニーズに応えるため、大型絵本や紙芝居、ヤングアダルト資料を含む児童書の充実に努めました。令和5年4月1日時点の児童書冊数は320,937冊です。

また、障害のあるこどもへの支援として、令和4年度末時点で2,304タイトルのバリアフリー図書(LLブック注8・デイジー(DAISY)図書注9・布絵本

注5 市町村立図書館（室）に1,000冊以内、学校・家庭文庫等に500冊以内を1年間貸し出すサービス

注6 学校・ボランティア団体等に40冊以内30日間貸し出すサービス

注7 団体貸出のうち、「戦争・平和」「防災」など、テーマごとに選定した本を5セットまでまとめて貸し出すサービス（令和2年度にセットの内容を見直した。）

注8 スウェーデン語のLattlastの略語「わかりやすく読みやすい本」のこと  
写真や絵が多く分かりやすい文章で書かれた本

注9 デイジー(DAISY)は、「Digital Accessible Information System」アクセシブル

等)を整備し、それらをホームページで検索できるようにするとともに、毎年12月の障害者週間に合わせて、バリアフリー図書の展示「みんなでいっしょに楽しむ読書」を実施しています。

さらに、「視覚障害者等用データ送信サービス<sup>注10</sup>」と「サピエ図書館<sup>注11</sup>」の利用サービスを開始し、デイジー図書などのデータをCD-RWにダウンロードして貸し出すことが可能になりました。今後サービスを必要とする方への周知と利用促進を図っていく必要があります。

なお、設備面では、点字ブロックの増設やヒアリングループ<sup>注12</sup>の設置を行い、誰もが利用しやすい環境整備に努めました。

【バリアフリー図書展示】



【ヒアリングループ】



#### オ 児童生徒へのサービスの充実

読書ボランティアが実施する「おはなし会」では、こどもたちの読書活動への支援を行っています。また、乳幼児とその保護者を対象として、季節に合わせた絵本や紙芝居を選書し、「季節のおはなし会」を開催しました。(4回／年)

(※令和2年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影

---

な情報システムの略。国際標準規格で作られたデジタル録音図書で、「デイジー(DAISY)図書」の中には、音声だけでなく、テキストや画像が見られる電子図書の「マルチメディアデイジー図書」もある(以下「デイジー図書」という。)。

注10 国立国会図書館が各機関から収集した視覚障害者等用データと、国立国会図書館が製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信するサービス

注11 点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベース

注12 難聴者の聞こえを支援する装置で、補聴器・人工内耳を使用されている方が音声をはっきり聞き取ることができる。

響により人数を制限して実施)

### おはなし会の参加者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
75組	27組	20組	26組

その他、親子でも参加できる図書館ウォッチング<sup>注13</sup>、手づくり紙芝居コンクールといったこどもが参加できるイベントを実施しました。イベントについては、SNSも活用し、広く情報を発信していく必要があります。

### カ 図書館評価の実施

毎年、図書館評価委員会を開催し、図書館評価の中で、図書館イベントの参加者数や出張講座の回数等、こどもの読書についての項目も設定し、その結果をホームページで公開しました。

#### ② 市町村立図書館（室）における取組

県内の市町村立図書館の設置率は60%です。市においては100%、町村では42.9%となっています。全国平均と比較して設置率が低い状況が続いていますが、図書館未設置の町村においても、ビブリオバトルの開催や新たに司書職員を採用するなど、読書活動の推進に努めている町村があります。

図書館設置の市町独自の取組として、図書館や本のことをこども自身が学び、専門的な知識を得た上で学校や家庭等で読書の楽しさを伝える「こども司書」の育成等やGIGAスクール構想によって1人1台端末が配付された小・中学生に対して一律で利用者IDを発行することで電子図書館サービスの利用を促している市町もあります。

また、県と連携し、国の「読書活動推進事業」を受託している町では、給食の時間にボランティアが製作した読み聞かせの朗読CDを放送する取組や登校に不安のあるこどもとその保護者に対して電子書籍等を通じたアプローチを行う等の読書活動支援とコミュニケーションを図る取組等を実施しています。

その他にも市町村立図書館（室）では、こどもが本に親しむきっかけとなる「おはなし会」が定期的に開催されています。また、ホームページの開設、図書館だよりの配布やSNS等を活用し、図書館イベント等の情報を積極的に提供している図書館（室）もあり、情報発信の充実を図っています。

なお、近年、和歌山市民図書館、海南市立海南図書館、湯浅町立図書館、新宮市立図書館は複合施設として新館移転し、子育て世代へのサービス拡充を図る

---

注13 こどもが普段入ることのできない書庫の見学や司書の仕事を体験する取組

とともに、市民交流の場ともなっています。

### (3) 学校等における子どもの読書活動の推進

#### ① 幼稚園・保育所・認定こども園等

県教育委員会では、幼稚園・保育所・認定こども園関係職員合同研修や幼稚園等新規採用教員研修において、「絵本の読み聞かせ」等をテーマにした研修や「家庭教育サポートブック」を用いた研修を実施しました。

また、児童教育アドバイザーが幼稚園・保育所・認定こども園（以下、「園（所）」という。）を支援訪問する際に、保育参観や園内環境等への指導助言において、機会を捉えた本棚の整備や読み聞かせ等に関して保育者に話を行いました。

#### ② 小・中・高等学校・特別支援学校等

##### ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

###### (ア) 読書習慣について

小・中学校等においては、「令和4年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査」（文部科学省）によると、学校の授業時間以外に普段（月曜日～金曜日）1日当たり全く読書をしない児童生徒の割合は、別表のとおりとなっています。小・中学校ともに平成30年度の調査と比較して、不読率は上昇しています。これは本県に限ったことではなく、全国的に見ても不読率は上昇しています。この結果は、新型コロナウイルス感染症の影響のため実施した全国一斉臨時休業が、小学校低学年や中学校進学直後の学年の読書習慣の形成に影響を与えたものだと分析されています。学校が再開してからも、学校図書館の利用において3密を避けるために利用スケジュールを調整したり、館内での閲覧を中止したりし、貸出のみにするなど、学校図書館の利用が制限されました。それに伴い、図書に関するビブリオバトルなどのイベント等も縮小され、児童生徒が楽しんで読書をする環境が少なくなったため、読書をする習慣を形成することが難しかったと考えられます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなれば不読率も元の状態に戻るという楽観的な想定を行うのではなく、積極的に子どもたちの読書習慣の形成に繋がるように各市町村における効果的な読書活動の取組を県内全体に広めていくことが重要だと考えます。

また、中学校においては、不読率が小学校よりも高く、小学校から中学校に進むに従い、読書離れの傾向が見られます。

高等学校においては、「第67回学校読書調査」（全国学校図書館協議会）によると、1か月間に1冊も本を読まなかつた不読者の割合が、近年は全国平均50%前後で推移しています。令和4年度は、51.1%となっており、

同調査の小中学生と比較して高校生の読書離れが顕著となっています。一斉読書を実施している小・中学生と比較して受動的な環境が少ない高校生の不読率を改善するためには、小・中学校のうちに読書を習慣化することや自身がきっかけを逃さず、積極的に読書を行う意識を持つことが必要であると考えられます。

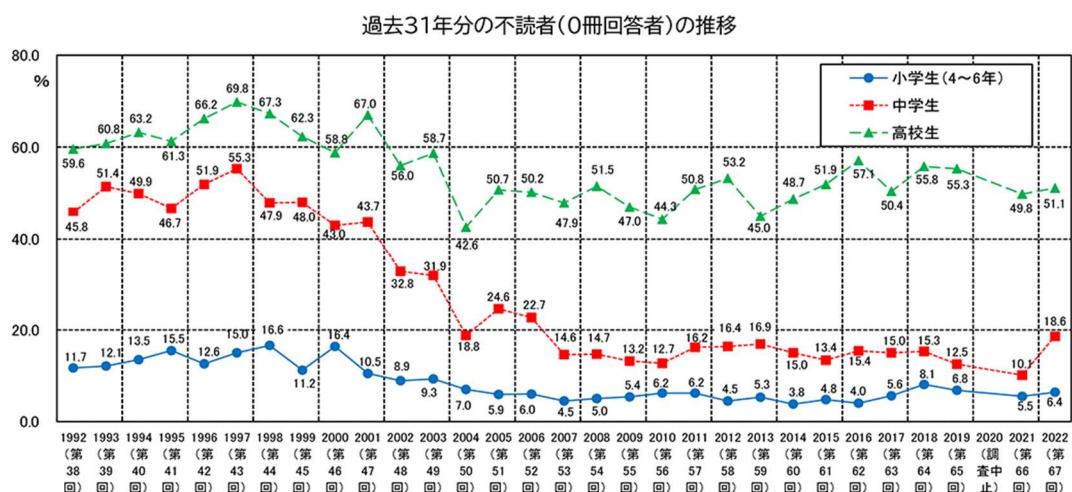
特別支援学校においても、教員、地域のボランティア団体、近隣の高校による読み聞かせ等を通して、図書に親しむ機会を設けています。引き続き、子どもの発達段階や障害特性に応じた工夫を図る取組が必要です。

### 学校の授業時間以外に1日当たり全く読書をしない児童生徒の割合 「全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査」(文部科学省)

		平成 30 年度	令和 4 年度
小学校	(県)	19. 6%	25. 6%
	(全国)	18. 7%	26. 3%
中学校	(県)	40. 8%	45. 7%
	(全国)	32. 9%	39. 0%

### 1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の全国の割合

#### 「第 67 回学校読書調査」(全国学校図書館協議会)



#### (イ) 一斉読書活動等について

「令和 2 年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、一斉読書をしている割合は、県内小・中学校では、前回調査(平成 28 年度)と比較して、若干減少しています。

高等学校では、前回調査(平成 28 年度)と比較して、若干増加していることから、今後も LHR や総合的な探究の時間と連動させた読書活動を各

学校や生徒の実態に合わせて推進します。

また、学校図書館の行事やイベントを充実させるとともに、修学旅行等の学校行事に合わせた図書の展示等を行うなどの環境づくりや、自己の興味に応じた読書ができるような働きかけが必要です。

### 一 斎読書活動を実施している学校の割合

#### 「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

		平成 28 年度	令和 2 年度
小学校	(県)	90.5%	87.0%
	(全国)	97.1%	90.5%
中学校	(県)	81.8%	81.0%
	(全国)	88.5%	85.9%
高等学校	(県)	28.6%	32.4%
	(全国)	42.7%	39.0%

#### イ 障害のある子どもの読書活動の推進

これまで、学校司書や司書教諭等を対象とした研修会を通して、LL ブックやマルチメディアディジタル等の紹介を行いました。特別支援学校に関しては、バリアフリー絵本や拡大読書器等の活用の他、地域と連携した絵本の読み聞かせの実施や近隣の公立図書館と連携して図書の充実を図るなど、障害のある子どもたちが読書活動に親しむ環境づくりを行っています。

障害のある児童生徒は特別支援学校、特別支援学級だけではなく、通常の学級にも在籍していることを踏まえ、障害の状態や特性等に応じた図書や環境整備の在り方等について、小・中学校等にも周知する必要があります。

県教育委員会では、令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月までの 5 年間を計画期間とした和歌山県読書バリアフリー推進計画を策定しており、視覚障害者等に対する読書環境の整備を行います。

#### ウ 家庭・地域の連携による読書活動の推進

「きのくにコミュニティスクール注<sup>14</sup>」の取組の一つとして、地域ボランティアや保護者による本の読み聞かせを実施しているところもあります。引き続き、定期的に本の読み聞かせを行うとともに、学校図書館の環境整備についても、学校と地域が協働して取り組む必要があります。

---

注 14 学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）と地域や家庭との連携・協働により、社会総掛かりで教育を実現する仕組み

そこで、図書の修繕や分類方法等のスキルを身に付けることを目的とした「地域人材養成講座」を依頼に応じて開催しています。

### 保護者や地域住民によるボランティア活動の実施率

#### 「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

		平成 28 年度	令和 2 年度
小学校	(県)	57. 6%	65. 0%
	(全国)	81. 4%	78. 7%
中学校	(県)	16. 5%	18. 1%
	(全国)	30. 0%	27. 9%

県教育委員会では、平成 20 年度から「リサイクル図書寄贈ボランティア活動」を実施しています。学校図書館の蔵書の充実を目指し、家庭で読まなくなつた本を近隣の小・中・義務教育学校・特別支援学校に寄贈していただく活動で、「県民の友」や県教育委員会のホームページで呼びかけています。図書寄贈冊数は、増加傾向ですが、市町村によっては、図書の寄贈が全くない学校もあるため、周知方法の工夫が必要です。

### リサイクル図書寄贈ボランティア活動寄贈冊数

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
2, 283 冊	4, 160 冊	2, 472 冊	2, 618 冊

#### エ 学校図書館の機能強化に向けた研修会の充実

県教育委員会では、県内の小・中学校等の学校図書館担当教員等を対象に、「今求められている学力観を踏まえた学校図書館の有用性について」をテーマに研修を実施し、さらに効果的に学校図書館を活用できるように研修の中で活用実践紹介や演習、協議等も行っています。

また、学校司書等を対象に、「これから求められる図書館」として、学校図書館機能を活用するための整備方法や、学校図書館に備えておく図書や資料の選書等について、演習や協議等を含めた研修も行っています。



## 才 学校図書館の資料及び設備の整備・充実

### (ア) 学校図書館図書標準の達成状況について

「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によると、学校図書館図書標準の達成率は、別表のとおりで、小・中学校ともに全国平均より低い状況です。

学校図書館図書標準達成率		平成28年度	令和2年度
小学校	(県)	67.5%	57.6%
	(全国)	66.4%	71.2%
中学校	(県)	47.9%	45.7%
	(全国)	55.3%	61.1%

また、学校図書館に複数の新聞が配備されている割合は、別表のとおりで、小・中学校ともに全国平均より低く、新聞を活用した学習を行うための環境が十分に整備されていない状況です。

学校図書館への新聞配備率		平成28年度	令和2年度
小学校	(県)	22.6%	39.0%
	(全国)	41.1%	56.9%
中学校	(県)	28.1%	47.4%
	(全国)	37.7%	56.8%

### (イ) 学校図書館の蔵書データベース化の状況について

県内の学校図書館において蔵書情報をデータベース化し、検索が可能な学校は、別表のとおりで、高等学校においては、全国平均を上回っていますが、小・中学校において、全国平均より低い状態にあります。

学校図書館の蔵書データベース化率		平成28年度	令和2年度
小学校	(県)	40.3%	56.3%
	(全国)	73.9%	80.5%
中学校	(県)	47.9%	63.8%
	(全国)	72.7%	79.3%
高等学校	(県)	91.4%	97.1%
	(全国)	91.3%	92.2%

### (ウ) 情報メディア機器の整備状況について

学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活

用できる情報メディア機器を整備している県内学校図書館の割合は、別表のとおりで、いずれにおいても全国平均より低い状況にあります。

学校図書館情報機器整備率		平成 28 年度	令和 2 年度
小学校	(県)	16.5%	13.4%
	(全国)	23.2%	20.4%
中学校	(県)	16.5%	10.3%
	(全国)	20.7%	19.5%
高等学校	(県)	48.6%	47.1%
	(全国)	52.2%	49.8%

学校図書館の資料及び設備の整備・充実を図るために「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」の 3 機能としての整備方法や、図書、資料等の選書・廃棄についての研修を行いました。加えて、新聞や電子資料等も調べ学習等で効果的に活用するよう促してきました。

また、読書を習慣化するために、児童生徒が目に触れやすい玄関等に推薦図書コーナーを設けている学校もあります。学校と地域が連携し、児童生徒が作製した POP を地域の図書館に展示することで、積極的に図書館に訪れるようになる等、本の魅力を伝えることに取り組んでいる学校もありました。読み聞かせやブックトーク、目標とする読書量の設定等の読書活動の取組が学校司書等を中心として進んできています。

しかしながら、学校図書館の整備・充実は進んではきているものの、まだまだ十分とは言えない状況です。児童生徒の読書の幅を広げることだけでなく、各教科等においてどのような種類の図書が必要なのかを把握し、学校司書と司書教諭等が一緒になって体制を整備していく必要があります。

## カ 学校図書館の人的配置の推進

専ら学校図書館の職務に従事する職員である学校司書については、県内の公立小・中学校等において、平成 25 年度から配置を開始しており、徐々に配置が進んでいます。しかし、令和 2 年度の学校司書の配置率は、小・中学校等において、全国平均を下回っています。県立高等学校においては、全ての学校に配置されており、全国平均を上回っています。

国は、令和 4 年 1 月に発表した「第 6 次学校図書館計画」において、新たに学校司書の配置の拡充を位置付け、地方交付税交付措置を講じました。

こうした措置の趣旨に鑑み、県教育委員会では、今後ますます学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、市町村に対し

学校司書の配置を促す必要があります。

また、司書教諭については、12学級以上の学級を有する県内の公立小・中学校等の全てに配置されていますが、11学級以下の学校においても、司書教諭が配置されるよう促す必要があります。

#### (4) 県民の読書活動に対する支援

県教育委員会では、令和3年度から「読書推進フォーラム」を開催しています。フォーラムでは、こどもも含めた全ての世代を対象に、フリーアナウンサー、絵本作家、言語学者等の講演や県内の読書推進に関わる人の意見をもとに考えるシンポジウム等を行っています。読書が好きな人や読書に興味がある人には御参加いただき、好評を得ていますが、読書をしない人や読書に興味がない人に対して、どのように読書の魅力を伝えていくかが今後の課題だと考えています。

また、県立図書館では、ボランティア等への団体貸出や出張講座の実施に加え、各団体の勉強会や研修会の場を提供しました。

#### (5) 啓発・広報等の推進

市町村における「こどもの読書活動推進計画」の策定状況については、令和4年度末現在、市においては88.8%（全国平均96.6%）、町村においては47.6%（全国平均78.6%）で、全国平均を下回っています。推進計画の未策定市町村については、図書館が設置されていないことや人員不足といった理由が多く、今後の課題となっています。

令和3年度には、学校図書館の重要性を広く県民に理解してもらうため、県教育委員会広報番組「はばたく紀の国」において、学校司書と学校図書館ボランティアの協力による優れた実践事例を紹介するとともに、制作した映像を学校図書館ボランティア等の研修会で活用し、啓発に努めました。さらに、和歌山県教育センター学びの丘のホームページに学校図書館を活用した取組事例を掲載するなど、広く情報提供しました。

県立図書館では、イベント情報等をホームページに掲載し、県民に情報提供を行いました。また、「県民の友」、「輝く！紀の国の教育」への掲載や館内での案内等により、こどもの読書に関わる図書館イベント等の広報に努めました。

## 2 第四次計画における数値目標

項目		現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 5 年度)	実績値 (令和 4 年度)
①学校の授業時間以外に 1 日当たり全く読書をしない児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校	19.6%*	10.0%	25.6%
	中学校	40.8%*	20.0%	45.7%
②学校司書の配置状況		20 市町	全市町村	26 市町
③小・中学校の学校図書館の昼休みと放課後の開館率	小学校	昼休み 86.0%* 放課後 47.9%*	100%	昼休み 86.4% 放課後 45.4%
	中学校	昼休み 89.9%* 放課後 37.8%*	100%	昼休み 81.1% 放課後 30.6%
④市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定率	市	88.8%	100%	88.8%
	町村	43.8%	70.0%	47.6%
⑤公立図書館における中高生向け図書コーナーの設置状況		12 市町 (18 市町中)	18 市町 (18 市町中)	15 市町 (18 市町中)
⑥「中高生読書まつり」の参加者数及び出展数	ビブリオ	829 人	1,000 人	1,271 人
	POP	890 点	1,000 点	929 点

\*平成 30 年度

①については、前述のとおり、本県に関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響のため実施した全国一斉臨時休業から学校図書館も閉館等になり、アクセスがしにくくい状況が影響を与えたと考えられます。

県教育委員会では、自分の好きな本のジャンルがわかつたり、読書の新たな楽しさを発見できたりするよう、1人1台端末でも使用できる「きいちやん読書手帳」を作成、周知しました。また、各小学校における読書活動の活性化を図るために多くの本を読んだ学校を表彰する「きのくに読書活動実践校表彰」等を行い、読書を楽しむきっかけづくりとなるよう、読書活動の推進に取り組みました。その結果、一時よりは回復傾向にあります。

②については、各市町で予算を確保いただき、学校司書の配置は進んでいます。しかし、目標としている全市町村への配置とまでは至っていないのが現状です。各市町村に学校司書の役割や有用性を伝え、配置・拡充を促しています。

③については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、正常値とは言い難いです。学校図書館が教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々との関わりを持ったりすることができる「心の居場所」ともなるように各市町村に人材の確保の必要性を促しています。

④については、計画を策定済みではあるが、改訂を行っていない市町もあります。未策定市町村及び未改訂市町について、今後も計画策定等に係る働きかけや助言を行う必要があります。

⑤については、設置市町が増えていますが、目標には届いていない状況です。

⑥については、参加者数、出展数ともに増加傾向にありますが、出展数は年度により増減があるため、継続的な広報が必要です。

以上のような第四次計画期間中の成果や課題を踏まえ、引き続き継続していく取組と新たに力を入れる部分を整理した上で、第五次計画における新たな数値目標を決定しました。

## 第2章 基本方針及び推進体制

### 1 基本方針

国の基本方針である「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書環境の推進」と本県の第四次推進計画期間における成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動推進を目指し、次の4点を基本方針として取り組みます。

#### (1) 多様な子どものニーズに対応した取組の推進

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加しています。また、日本語を母語としない児童生徒、特定の分野に特異な才能のある児童生徒、相対的貧困状態にある児童生徒等も一定程度存在しています。そのため、多様な子どものニーズに応じて、全ての子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備することが求められています。

県教育委員会では、令和5年4月から和歌山県読書バリアフリー推進計画を施行しており、県立図書館では、令和4年度末時点で2,304タイトルのバリアフリー書籍を整備していますが、当該計画も踏まえた上で、さらに充実させる必要があります。

#### (2) こどもが読書に親しむための環境の充実

家庭において、こどもが本と出会い、本に親しむ環境をつくるためには、大人による読み聞かせ等をとおしてこどもが本と親しむ場を積極的に提供していく必要があります。こどもがそれぞれに好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動が行えるようアンケート等の様々な方法で子どもの意見を聴取する機会を確保し、多様な子どもの意見を取り組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動を推進します。

公立図書館においては、こどもや保護者が本に関心をもち、親しむ機会を多く持てるよう、読書環境を整備することが求められています。

学校においては、学校図書館に関するオリエンテーション等を積極的に行い、「読書センター」及び「学習・情報センター」として機能させることで、学校教育の中核としての役割を果たす必要があります。

#### (3) 子どもの読書に関わる人の育成

こどもが本と出会い、本の楽しみを知るためにには、こどもと本を繋ぐ人の役割が大変重要です。

そのため、専門性を持った人材による図書館資料の選書や図書館環境の整備、読み聞かせ会等の読書活動を推進する取組を行うことが求められ、公立図書館においては司書及び司書補、学校図書館においては学校司書及び司書教諭の配置が

望れます。

さらに、保護者への読み聞かせ等の大切さについての理解促進、教職員やボランティア等への研修会等を通じた資質向上に取り組む必要があります。

#### (4) こどもの読書環境のデジタル化推進

学校においては、GIGAスクール構想の進展によって、個別最適な学びの一体的な充実が図られています。

図書館を含む社会教育施設では、デジタル技術を活用することで、地域の教育力や国民のデジタルリテラシー向上に貢献していくことが求められています。

このような状況を踏まえて、こどもたちの発達段階等に配慮しながら、多様なこどもたちの読書機会を確保するため電子書籍等を整備し、学校図書館や公立図書館のデジタルトランスフォーメーションを進める必要があります。

## 2 推進体制

こどもの読書活動を効果的に推進するためには、家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組が必要です。それぞれが担うべき役割を果たすとともに、こどもの読書活動に関わる様々な関係機関等が連携し、相互に協力しながら継続的にこどもの読書活動を推進していく体制を整備することが求められます。

#### (1) 県における取組

県教育委員会のみならず、知事部局と連携することに加え、学校・図書館（室）・民間団体等関係者との連携・協力によって、横断的な取組が行われる体制を整備するよう努めます。

#### (2) 市町村との連携・協力

県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携・協力体制の強化に努めます。

県教育委員会では、各市町村において、地域の実情に応じて実施している様々なこどもの読書活動に関する情報を他市町村に提供し、市町村相互の連携・協力体制が積極的に推進されるよう支援を行います。

さらに、市町村と協力し、既に実施しているリサイクル図書用書架の設置の趣旨のようにこどもたちだけでなく大人も含めて、日常の何気ない時間や待ち時間等に気軽に本を手に取れる環境づくりを進めていきます。

その上で、図書館未設置町村に対しては、図書館が果たす役割の重要性について認識を深めてもらうための助言等を行い、図書館設置の機運を醸成し、その整備を促します。図書館設置市町に対しては、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）に基づき、児童・青少年の利用を促進するための専用スペースの確保や、児童・青少年、乳幼児とその

保護者に対するサービス等の充実に努めるよう促します。

また、子どもの読書活動推進計画の未策定の市町村に対して、各市町村の実情を踏まえながら、地域の特性を生かした子ども読書活動を推進する計画を策定するよう引き続き働きかけます。

県立図書館では、訪問による相談の機会を設け、図書の貸出や子どもの読書活動を推進するための情報提供を行い、一層の支援を行います。

### (3) 民間団体との連携・協力

民間団体が主体性を持ちつつ、それぞれの団体の活動内容が充実するとともに、相互の連携・協力が図られるように支援します。

## 3 数値目標

項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①学校の授業時間以外に1日当たり全く読書をしない(電子書籍含む)児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校	24.4%	10.0%
	中学校	42.4%	20.0%
②読書好きな子どもの割合	小学校	73.6%	80.0%
	中学校	61.1%	70.0%
③市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定率	市	88.8%※	100%
	町村	47.6%※	70.0%
④公立図書館における中高生向け図書コーナーの設置状況		15市町※ (18市町中)	18市町 (18市町中)
⑤「中高生読書まつり」の参加者数及び出展数	ビブリオ	1,257人	1,400人
	POP	603点	1,000点

※令和4年度

## 第3章 こどもの読書活動推進の方策

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

#### (1) 家庭の役割

家庭は、子どもの生活の基本の場であり、子どもが本と初めて出合う場でもあります。子どもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものです。時代による家庭環境の変化はありますが、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が中心となり環境を整えることが大切です。そのため、子どもの発達段階に応じて、読み聞かせや子どもと一緒に本を読むこと、図書館を利用すること等によって、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。

#### (2) 家庭における読書を支援する取組

市町村では、教育委員会、図書館（室）、保健所、保健センター、ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力してブックスタート<sup>注15</sup>に取り組んでいます。

ブックスタートは、子どもと保護者が絵本を介した心のふれあいを目的としています。これを出発点とし、子どもの発達段階や興味・関心に応じた働きかけを行うことで、子どもの生活の中に読書が位置付けられ、保護者も一緒になって読書に親しむことができると考えます。各市町村で取り組まれている「家読（うちどく）」においても、子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、子どもと保護者が本を媒体として相互理解を深め、読書習慣を身につけるきっかけになります。

また、県教育委員会では、ブックスタートから就学までの間の支援として、幼稚園・こども園 PTA 連合会総会等で、子どもの発達段階、興味・関心に応じて、周囲の大人が一緒になって読書に親しめるように具体例を記載したリーフレットを配布し、保護者に対して読書の意識づけを行います。

その他にも、県教育委員会が主催する家庭教育支援に関する講座等において、県内の家庭教育支援チームが取り組む絵本の読み聞かせ、親子参加型の図書館探検、ブックスタートやセカンドブックの取組等の様々な情報を提供することにより、各市町村の家庭教育支援の一環として読書活動の推進が位置付けられるよう取り組みます。

### 2 地域における子どもの読書活動の推進

#### (1) 公立図書館（室）の役割

公立図書館（室）は、子どもにとって、多くの本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知るとともに、調べ学習などの課題解決ができる場です。

---

注15 0歳児健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動

また、こどもから大人まで年齢に関わらず、その主体的な学びを生涯にわたって支える場もあります。保護者や学校、こどもの読書活動を推進する民間団体にとっては、こどもに読んでほしい本を選び、こどもの読書について相談できる場です。

さらに、企画展示、こどもやその保護者を対象とした読み聞かせ会等を実施するとともに学校や子どもの読書活動を推進する民間団体等を対象とした講座や研修会の実施拠点としての役割や仕事と暮らしの助けになるように、蔵書検索、レンタルサービスを通じた地域住民の課題解決の場としての役割を果たすことが求められます。

## （2）県立図書館における取組

### ① 読書活動に関する情報提供やインターネットサービスの充実

県立図書館では、ポスターや館内デジタルサイネージへの掲示、県の広報誌への掲載や報道機関への情報提供等により、司書やボランティア団体によるおはなし会、「子ども読書の日」に合わせた年間特別展示、「中高生読書まつり」等のイベント情報を積極的に広報します。

また、ホームページやSNSを活用してお薦めの本の紹介やイベントの案内を行うほか、団体貸出等の支援制度についても発信していきます。

さらに、インターネットサービスとして、スマートフォン等に利用券のバーコードを表示できるスマート利用券や、借りた本の履歴を保存できる機能（希望する方のみ）を追加し、利便性を高めるためのサービスを充実させていきます。

### ② 優良な図書の普及

県立図書館では、こども家庭審議会が児童福祉文化財として推薦している図書について、ポスター掲示等により情報提供を行います。

また、国語科教科書で紹介されている本については、常設コーナーを設けるとともに、青少年読書感想文全国コンクール（全国学校図書館協議会・毎日新聞社主催）の課題図書については、夏季期間中特別コーナーを設け、展示・貸出することや学校等と連携し、アンケート等を通して、多様なこどもたちの意見聴取の機会確保に努め、取組に反映することで、こどもの視点に立ったサービスの向上や図書の収集が行われるよう取り組みます。そのような取組により、引き続き、学校や利用者（保護者）からの要望に応えていきます。

さらに、ホームページにおいて県立図書館の司書が選んだ小・中学生にお薦めの本のリストを掲載し、定期的に更新します。

### ③ 市町村立図書館（室）や関係機関・団体との連携・協力

#### ア 市町村立図書館（室）への支援

市町村立図書館（室）は、地域における読書活動の拠点施設として、こどもにとって読書活動がより身近なものとなるよう整備していく必要があります。しかし、本県において、公立図書館が設置されているのは、令和4年度末現在、30市町村のうち18市町のみです。

県立図書館では、県内全ての地域に充実した読書サービスを提供できるよう、協力貸出等による図書の支援を行います。

また、図書館運営の相談や図書館職員研修を行い、協力貸出制度の周知や市町村立図書館（室）の職員等が地域におけるこどもの読書活動を推進するために必要な情報提供等を行うとともに、独自に実践できるよう支援を行います。

#### イ 図書館相互や関係機関・団体等との連携・協力

県立図書館では、県内の読書環境の充実を図るため市町村立図書館（室）、大学図書館等との連携・協力を強化するとともに、和歌山県内図書館横断検索システム注16による蔵書情報の提供等、貸出サービスの充実に努めます。

また、県立社会教育施設5館（近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘、自然博物館、図書館）が引き続き積極的に連携・協力し、地域におけるこどもの読書活動を推進する事業を開催します。

さらに、こどもの読書を推進する団体等への図書の貸出や出張講座を積極的に行うとともに、ボランティア活動等の機会の提供を行います。

### ④ 学校図書館との連携・協力

県立図書館では、団体貸出や学校等協力貸出により学校図書館への図書の支援を行います。利用の拡大を図るため、用途に合わせた利用についての提案やチラシの配布等を行います。セット貸出では、活用の充実を図るため、ニーズ把握に努め、学習内容に応じた図書を的確に提供します。

さらに、学校図書館ボランティア等に対して、出張講座等を引き続き行うことで、こどもの読書に関わる人の育成に取り組み、学校図書館でこどもが本に親しむために環境充実の支援を行います。

### ⑤ 県立図書館の資料の充実

県立図書館を直接利用することもや保護者、こどもの読書活動を推進する団

---

注16 和歌山県内のWeb資料検索を提供している公立図書館・大学図書館等の蔵書を同時に検索するシステム

体、市町村立図書館（室）、学校等の求めに十分応えるための資料の整備に努めます。

こどもが読書の楽しさを知り、創造力や知的好奇心、豊かな心を育むことができるよう、児童図書やヤングアダルト図書<sup>注17</sup>の計画的な収集・整備を行います。収集に当たっては、多様なこどもに対応できるよう外国語資料や各国事情に関する資料の充実を図ります。こどもの視点に留意し、中高生読書まつりで中高生が紹介した本を購入するほか、リクエスト制度<sup>注18</sup>によるこどもの要望の把握に努めます。

また、こどもに対しての読み聞かせ等に活用できる大型絵本・紙芝居なども引き続き収集します。乳幼児の保護者を対象にした「子育て応援コーナー」についても、引き続き充実を図ります。

さらに、児童文学等に関する解説書や研究書、読書への興味を広げるためのブックガイドや読書案内、読み聞かせやストーリーテリングなどの手法を学ぶための資料等、児童文学研究図書を収集します。

## ⑥ 児童生徒へのサービスの充実

県立図書館では、「図書館ウォッキング」、「季節のおはなし会」をはじめとする司書やボランティア団体によるこどもとその保護者を対象としたおはなし会、「中高生読書まつり」や本の企画展示等の事業を実施し、こどもの図書館利用の促進と本への興味を深めるためのサービスの充実を図ります。

また、こども向けのホームページを作成して、県立図書館が行っているサービスや展示・イベントの案内、お薦めの本の紹介等を行い、本との出会いの入口となる仕組み作りを目指します。

## ⑦ バリアフリーサービスの充実

県立図書館では、令和5年2月に策定した和歌山県読書バリアフリー推進計画を踏まえた上で、郵送貸出、ボランティア団体と連携した対面朗読や特別貸出等のサービスの充実に努め、点字図書・LLブック・デイジー図書・布絵本等の資料の提供、バリアフリー設備や機器の充実を引き続き行います。

また、読書バリアフリーに対応した読み上げ機能付き電子書籍やオーディオブック<sup>注19</sup>を導入し、提供するとともに、利用の促進を図るため、ホームページやSNSを活用し、広報を行います。

さらに、日本語を母語としないこどもに向けた書籍の収集にも努め、多様な

---

注17 おおむね12歳から18歳のヤングアダルト読者を対象とした図書

注18 県立図書館が所蔵していない本の購入希望リクエストをすることができる制度

注19 ナレーターや声優等が書籍を朗読したものと録音した音声コンテンツ

こどもが利用しやすく、本に親しむことができる環境を整備します。

## ⑧ 図書館評価の実施

県立図書館の運営の改善と図書館サービスの向上を図るための項目と指標を設定し、年度毎の目標や達成度及び改善点等の公表を引き続き行います。その結果をもとに、業務の見直しを行い、利用者サービス等へ反映させます。

### (3) 市町村立図書館（室）における取組

市町村立図書館（室）では、こどもだけでなく、あらゆる世代の人たちが読書の楽しさを知り、本から様々な知識を得ることができるように、幅広い分野の本や情報を収集するとともに、地域における読書活動の中核施設として、こどもの読書活動に関する情報を発信していくことが求められます。

また、児童・青少年を対象とした読み聞かせ、ブックトークやブックリストの配布、保護者等を対象とした講座など児童・青少年の読書活動を促進するための様々な取組を実施することが望されます。さらに、来館時に利用できるインターネットや利用者用端末（0pac）などの設備の充実を図り、それらの利用を促進することが重要です。

各地域では、ボランティアや民間団体等による地域での自主的な活動により、こどもが読書に親しむ機会が提供されています。市町村立図書館（室）は、地域でのボランティアや民間団体等の活動状況を把握し、広く情報提供するとともに、おはなし会等を開催しようとする学校や公民館等への情報提供や活動の充実に対する支援が求められます。

また、地域の学校等との連携を強化し、資料の貸出支援や図書館司書が学校等を訪問するなどの取組を積極的に行うことやアンケート等を通して、多様なこどもたちの意見聴取の機会確保に努め、取組に反映することで、こどもの視点に立ったサービスの向上や図書の収集を図ることが望まれます。さらに、司書等の専門職の配置を進めるとともに、教職員やボランティア等を対象に研修を実施していく必要があります。

図書館が身近にない地域における移動図書館の運行や地域の学校等への配本の実施、障害のあるこどもが利用しやすい環境の整備等、よりきめ細かな児童生徒へのサービス充実を図ることが望されます。

県教育委員会及び県立図書館では、市町村のこれらの取組に対し、支援や助言、情報提供を引き続き行います。

### 3 学校等における子どもの読書活動の推進

#### (1) 幼稚園・保育所・認定こども園等

##### ① 園（所）の役割

幼稚園教育要領等に、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。」と明記され、園（所）において、絵本や物語に親しむ環境の充実が求められています。保護者以外の大人や近しい年齢の子ども同士の集団生活になじんでいく段階で、本に出合い、読み聞かせ等の体験をすることは、その後の心の成長や読書習慣の形成にも役立つと考えられます。

##### ② 園（所）における取組

###### ア 絵本や物語に親しむ環境の充実

幼児期に絵本や物語を十分に味わうことが、その後の読書習慣を形成する上で重要であることを踏まえ、県教育委員会では、園（所）訪問時に絵本や物語に親しむことができる環境を充実させることの大切さを伝えるとともに園（所）において、保育参観等の際に幼児教育アドバイザーによる助言をおして積極的に絵本や物語などに親しむ活動を行うよう促します。その活動の充実のため、子どもの興味や発達段階に応じた図書の選定や効果的な絵本の活用等、保育者の絵本に対する理解の促進にも努めます。

###### イ 保護者への啓発

幼児が絵本や物語に親しむ上で、家庭で読み聞かせ等を行うことが重要です。県教育委員会では、園（所）訪問を行った際等に読み聞かせの大切さ等を保育者に伝える機会を設け、保育者が「家庭教育サポートブック」等を活用して、保護者に啓発できるよう努めます。

#### (2) 小・中・高等学校・特別支援学校等

##### ① 小・中・高等学校・特別支援学校等の役割

児童生徒の読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。学校教育法第21条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。また、高等学校においても、義務教育として行われる普通教育の成果をさらに発展・拡充させることとなっています。

児童生徒が、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められます。

また、学習指導要領においては、各教科等の学習を通じて言語活動を充実することが重視されており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが

求められています。

## ② 小・中・高等学校・特別支援学校等における取組

### ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中・高等学校・特別支援学校等の各学校段階において、学校図書館は児童生徒が読書への興味関心や読書習慣を育む上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。そのため、読書の幅を広げるとともに、様々な図書に触れる機会を確保することができるよう、教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

全校一斉の読書活動等は、本を読む習慣のない児童生徒が本を手に取るきっかけとなり、不読率の改善に繋がる可能性があることから、この活動を推進していくことを目指します。また、授業で使用した教材と関連させて読書をすることや「自分のお薦めの本」として紹介すること等の取組をとおして読書活動を一層充実させます。

その時に、「きいちゃん読書手帳」等に記録したものを使用し、児童生徒がどのような本を読んだのか等、読書を促すきっかけとしてフィードバックすることも効果的です。

高等学校においては、読書離れが進んでいることから、小・中学校の取組を踏まえ、SNS等を活用した新着図書の紹介や図書館で行われるイベント等の情報発信に力を入れています。



校種に関わらず、校内の児童生徒の目に触れやすい場所への推薦図書コーナーの設置、児童会・生徒会活動の一環としてポスターを作成・掲示やビブリオバトル・POP作成等の取組をとおして相互に図書を紹介することで、様々な分野の図書に触れ、読書の幅を広げる機会を増やすよう促します。

また、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることにより、国語科を中心としつつ、全ての教科等を通じて本に親しみ、読書指導を推進することが大切です。そのためには、学校司書、司書教諭や学校図書館担当教員のみならず、全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備、充実します。

さらに、県教育委員会がホームページ等で掲載している各市町村で効果的であった読書の取組事例や読書指導に関する先進的な取組事例を参考にして、教職員の意識や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。



#### イ ふるさと教育を通じた読書活動の推進

県教育委員会では、郷土の先人や歴史、文化等への理解を深めるとともに、ふるさとへの愛着を高め、ふるさとに貢献しようとする人を育てるため、ふるさと教育の充実に取り組んでいます。

ふるさと教育副読本「わかやま何でも帳」を中学生に1人1冊ずつ配布し、こどもたちがいつでも、どこでもふるさと和歌山のことを調べたり、教科等で活用したりできるようにしています。学校図書館にも、ふるさとに関わる資料を配置するなど、こどもたちが必要な時に活用できる環境を整備しています。

また、総合的な学習（探究）の時間や社会科の授業の中で「わかやま何でも帳」等、様々な資料を活用してふるさと教育を充実させることで、郷土の先人や歴史、文化等についてさらに深く調べたり、学んだりしようとするこどもを育て、読書活動の推進に繋げていきます。

県立図書館では、有吉佐和子、佐藤春夫、中上健次等、和歌山県出身の作家の著作や和歌山県に関する資料を郷土資料コーナーとして設置しています。さらに、郷土資料特別展示等を実施して保有する郷土資料等の活用を促進するほか、徳川家ゆかりの音楽関係資料コレクションである「南葵音楽文庫」の周知を図るため、図書館見学等の機会に文庫の紹介を行います。

#### ウ 障害のあるこどもの読書活動の推進

障害のあるこどもが豊かな読書活動を体験するためには、一人一人の教育的ニーズに応じた選書や読書環境を工夫することが必要です。

障害のある児童生徒は特別支援学校、特別支援学級のみならず、通常の学級にも在籍していることを踏まえ、点字図書・LLブック・ディジタル図書・布絵本等の教育的ニーズに応じた図書や、パネルシアター<sup>注20</sup>やICT・支援機器

---

注20 白や黒の起毛した布地を張った60×100cm程度のパネル（舞台）に、不織布で作った人形や背景の絵を貼ったり外したり移動したりしながら物語を演じる人形劇

を活用した読書活動等についての情報提供を行い、全ての学校において、一人一人に応じた読書活動を推進します。

## エ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

児童生徒の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで児童生徒の読書活動を推進することが重要です。

県教育委員会では、図書の修繕や分類方法等の体験を行う地域人材養成講座を開催することで、ボランティアや地域の方々による、学校図書館の環境整備等を中心とした支援・協力を促進します。

また、「きのくにコミュニティスクール」の仕組みを活用し、多様な経験を有する地域の人々の協力を得ることにより、学校図書館の環境整備や児童生徒への読み聞かせ等の支援がさらに充実し、児童生徒の読書に親しむ様々な取組が可能となります。

さらに、「リサイクル図書寄贈ボランティア活動」においては、引き続き、広く県民に協力を呼びかけ、寄贈実績と受入先を県教育委員会ホームページで公開し、学校図書館の蔵書の充実に努めます。

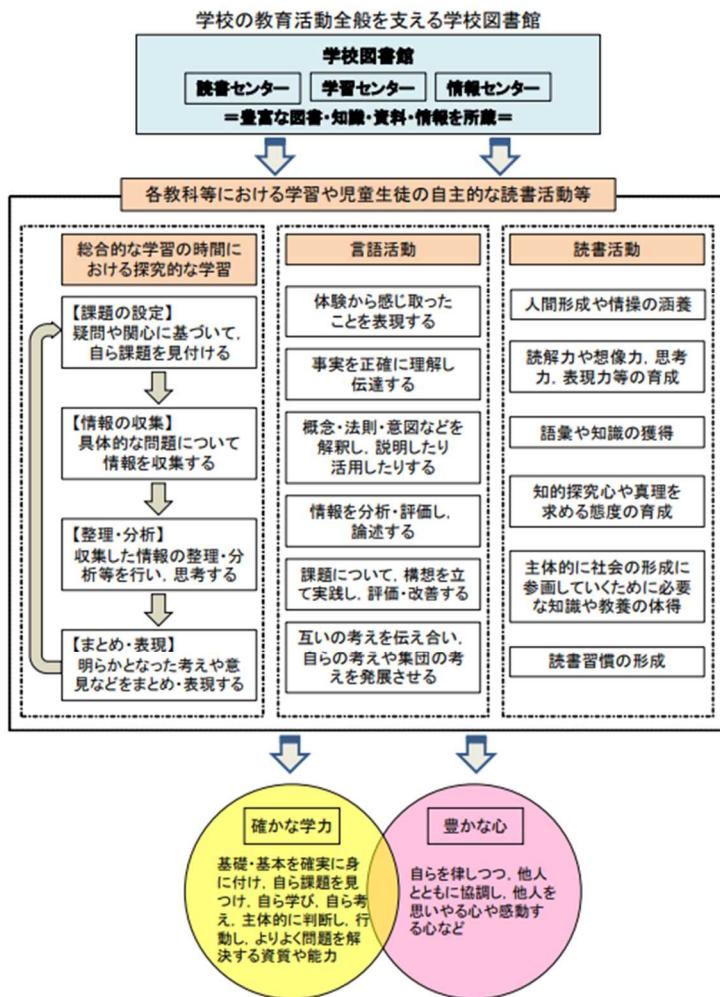
## オ 異年齢交流

児童生徒が自身で本を読むだけでなく、近隣の幼稚園、保育所、認定こども園等を訪れ、園児に読み聞かせを行う等、活発に交流している学校もありますが、異年齢交流において、さらに児童生徒及び園児が本にふれる機会が増えるように促します。

## （3）学校図書館の機能強化

学校図書館は自由な読書活動の場や、学びの場として、子どもの成長を支える重要な拠点となっています。学校図書館は読書活動や読書指導のための「読書センター」としての機能、学習活動の支援をしたり、授業の内容を豊かにし、その理解を深めるための「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズへの対応、情報の収集・選択・活用能力の育成のための「情報センター」としての機能を有し、読書や学習の場として欠かせない場として役割の充実が求められています。特に、学習指導要領の総則では、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」と示されており、学校図書館が、学校教育の中核的な役割を果たせるよう機能の強化に努めます。

【学校図書館の利活用の意義（イメージ図）】



また、子どもが主体的に学んだり、楽しんだりできるよう、子どもの視点に立った読書活動を進めるとともに、子どもの自発的な図書館の活用を支援することが求められます。このため、アンケート等を通して、子どもの意見を聴取する機会を確保するとともに、委員会活動等で子どもが学校図書館の運営に主体的に関わり、読書を広める活動を支援します。

定期的に図書の購入や除籍が適切にできているかを確認し、学校図書館内の環境を整えていくことが機能強化にも繋がります。学校図書館内だけでなく、児童生徒が気軽に読書を楽しめるために、校内のスペースを有効利用した環境整備をすることも大切です。

学校長（学校図書館長）のリーダーシップのもと、魅力ある学校図書館づくりを進めている学校は増えており、その取組が県内に広がるよう働きかけます。

さらに、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えることで、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題へ対応できる校内の「心の居場所」としての機能も果たすことができます。

## ① 学校図書館資料等の整備・充実

### ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくため、そして、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動において様々な教育活動を開拓していくためにも、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。

最近では、ニュースをインターネットで見る人も増えていますが、インターネットには根拠の薄い情報等もあふれているため、「メディア・リテラシー（情報を応用する能力）」を養うことが必要です。さらに、選挙権年齢及び成年年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身に付けることが、これまで以上に求められています。こうしたことから、新聞の複数紙配備に努め、新聞記事を読み比べることができる環境を整備する必要があります。

国においては、学校図書館の機能強化を図るため、令和4年度からの5年間を期間とする「第6次学校図書館計画」が新たに策定され、各学校の学校図書館資料について、情報が古くなった図書の廃棄・更新を進めるための選定基準・廃棄基準を策定した上で新たな図書等の購入促進、学校図書館への新聞複数紙配備等のための地方財政措置が講じられています。

これらのこと踏まえ、県教育委員会では、国が定める学校図書館図書標準の達成とともに、古くなった図書の更新を含む学校図書館資料の計画的な整備や新聞配備の充実を促しています。

また、公立図書館が行っている図書の学校貸出等のサービスの積極的な利用や校外学習等を通じた施設利用の促進を図ります。

### イ 学校図書館の環境の整備

学校図書館については、「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進める基盤としての役割も重要であることから、児童生徒が必要な資料を主体的に選択・収集・活用する学習活動が行えるよう、原則として日本十進分類法(NDC)により整理し、配架するなど発達の段階に応じた環境の整備に努めるよう促しています。

### ウ 学校図書館のデジタル化の推進

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化することや他校の学校図書館・公立図書館とオンライン化したりすることは、自校の蔵書のみならず、地域全体での図書の利用を促進し、多様な興味・関心に応える図書の整備が可能になります。

しかし、学校図書館の蔵書情報をデータベース化している学校は、小・中学校ともに全国平均より低い状況です。そのため、市町村における学校図書館図書情報のデータベース化を促進し、各種資料の検索や管理を行いやすい環境の充実に努めるとともに、県立学校では、学校図書館間及び公立図書館（室）とのネットワーク化にも努めます。

また、学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器を整備している県内学校図書館の割合は、いずれの校種においても全国平均より低い状況です。学校図書館のインターネット環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから、整備を促進します。

GIGAスクール構想によって、1人1台端末の整備や通信ネットワーク環境の整備が進み、配布した端末を使用することで学校図書館を含む校内のどこからでも様々な情報資源にアクセスできる環境が実現しつつあります。

こうした学校図書館等のデジタル化に当たっては、こどもたちの健康に配慮しつつ、学校司書だけでなく、教員や情報技術支援員（ICT支援員）等との連携を行い、計画的に促進します。

## ② 学校図書館の人的配置の促進

児童生徒の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさ、本のすばらしさを伝えたり、本を使った学習方法を教えたりすることには大人の存在が重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は一層その機能を発揮することが可能になります。学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校司書や司書教諭が中心となり、教職員・ボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。

司書教諭については、12学級以上の学級を有する県内の公立小・中学校等の全てに配置されていますが、11学級以下の学校においても、司書教諭が配置されるよう促します。

また、学校図書館活動の充実を図るために、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施するとともに、学校図書館サービスの改善・充実を図ることが有効です。

学校司書の配置については、全ての市町村に配置されることを目指します。

## 4 民間団体の活動に対する支援

### （1）民間団体の役割

民間団体による読み聞かせやおはなし会など、地域での自主的な活動を通して、子どもが読書に親しむ機会が提供されており、今後ともその役割が期待されています。

また、民間団体が相互に連携・協力を図り、学校、地域との連携を深めていくことが必要とされています。

### （2）民間団体の活動に対する支援

県教育委員会では、民間団体等を含めた、読書活動団体のネットワークづくりや研修の機会を提供し、子どもの読書活動を推進する活動がさらに広がり充実していくよう支援します。

また、国等の助成制度について情報提供するなど、民間団体が行う子どもの読書活動、家庭文庫等の取組を支援します。

県立図書館では、出張講座のうち、主に図書館ボランティアを対象とした地域人材養成講座を開催し、読み聞かせや本の整理・修理の実践機会や活動に使用する図書の提供を行います。さらに、県内各地域の市町村立図書館（室）や学校・園（所）等で活動している保護者や子どもの読書活動を推進するボランティア団体等への貸出や自主研修の支援を行うとともに、子どもの読書に関する相談に応じます。

# 取組事例

## 【市町村立図書館の取組】

湯浅町立図書館……………1

## 【小・中学校の取組】

海南市立日方小学校……………2

日高川町立中津中学校……………3

## 【高等学校・特別支援学校の取組】

県立箕島高等学校……………4

県立きのかわ支援学校……………5

## 【特色ある取組】

「こども司書」

有田川町立金屋図書館……………6

## 市町村立図書館の取組

図書館名	湯浅町立図書館		
蔵書数	53,393冊	児童書冊数の割合	33.7%
開館時間	9:00～21:00（月末金曜日・年末年始閉館）		

**point!** 町立図書館が湯浅駅前にリニューアルオープン！ 立地のよさを活かして来館者を増やす様々な取組を実施

令和2年10月に町立図書館を駅前の複合施設へ移転し、リニューアルオープンした。複合施設にはJR湯浅駅が入っており、通勤・通学で駅を利用する方のニーズに対応するため、午前9時から午後9時まで開館している。それにより、来館者数は旧図書館から5倍近く増加したが、貸出冊数が伸び悩んでいた。そこで、読書記録帳機を設置し、読書記録帳の発行を希望される方に無料配布する取組を始めた。また、月に一度の「おはなし会」や年に一度の図書館講演会等の開催で、市民が図書館を身近に感じることができる機会を増やし、気軽に来館できる親しみやすい図書館づくりに努めている。

### ○図書館の目標

市民の生涯学習の拠点として必要な資料を収集したり情報発信を行ったりするとともに、市民が気軽に学べる拠点として、地域から親しまれる図書館づくりをめざす。

### ○子どもの読書活動に関する取組

#### 【定期的に行われている取組】

- ・読み聞かせサークルによる「おはなし会」  
(毎月第2土曜に親子を対象とした絵本の読み聞かせの会を実施)
- ・えき蔵おやこ集いの場  
(毎月第2土曜の「おはなし会」終了後、親子を対象に折り紙遊びやお絵かき、すごろく、カルタ等の遊びを通して親子の親睦を深めることを目的として実施)
- ・ブックトーク
- ・季節に合わせた館内展示(随時更新)

#### 【イベント的に行われている取組】

- ・図書館講演会  
(読書週間に合わせて、児童文学作家等を招いた講演会の開催)
- ・有田郡3町合同開催で中高生対象のビブリオバトルを開催

#### 【情報発信】

- ・X(旧Twitter)で随時新しい情報を発信している。

#### 【子どもの読書意欲を高めるために】

・令和3年度に館内に読書記録帳機を設置し、希望者に読書記録帳を無料配布する取組を始めた。令和4年度には、子どもがより図書館に足を運び、読書に親しんでもらうことを目的として町内全小中学生に読書記録帳を配布している。読書記録帳1冊終了するごとにささやかな記念品を贈呈している。



えき蔵おやこ集いの場の様子

### ○成果

- ・読書記録帳機の導入、全小中学生への読書記録帳の配布により、読んだ書籍と冊数が一目で分かるようになり、読書量が伸びた子供も一定数いる。
- ・子どもたちにより図書館に足を運んでもらうため、図書館職員がアイデアを出し、それを具体化したイベントも始めたところである。通常の貸出業務、蔵書点検業務だけではなく、来館者のニーズを探りながら、イベントを考えることで「来館者にあたたかい図書館」となりつつある。

### ○課題・今後の対応

- ・SNSを活用した情報発信を始めたところであるが、市民により新しい図書館からの情報を発信することで来館者数の増加をめざす。
- ・職員が持っている専門性を活かして「読み聞かせ」や「ブックトーク」等の活動を広げるなど、子どもたちがより読書に興味を持つ取組を実施していく。

(参考)湯浅町立図書館ホームページ <https://www.town.yuasa.wakayama.jp/site/kyoiku/1352.html>



## 「教員もつかえる学校図書館を目指して！」～学校図書館図書選定委員会～

学校名	日高川町立中津中学校				
学級数	4学級	生徒数	38人	蔵書数	6,080冊
<b>1 取組のきっかけ</b>					
本町の学校図書館の抱える課題 1. 蔵書配分比率の偏り(文学作品が多い) 2. 「学習・情報センター」として活用するための資料の質が低い 3. 学校図書館内で学習するには広さ等が十分でない 3つの課題のうち、課題1・2について、「学校図書館選定委員会(以下、選定委員会)」を運用することで、改善が望めると考えた。そこで、令和4年度、中津中学校、中津小学校にて、選定委員会の運用モデルの研究を行い、令和5年度から本町全体で取り組んでいる。					
<b>2 取組の内容</b>					
学校図書館図書選定委員会の運用について <b>(1)選定委員会の年間活動計画の作成</b> 前年度の取組について検証を行い、学校図書館の改善に向け目標と取組(選書の目的、アンケート等)について計画的に取り組めるよう作成する。また、年末をめどに、取組の検証を行い、次年度の目標や取組等について検討を行う。 <b>(2)学校図書館活用計画の作成</b> 学級担任や教科担当が、授業等で学校図書館の活用について計画を立てる。また、学校図書館活用計画を立てることで、選書の際に、「どの単元の、どんな内容で、どのように活用するか」といった具体的な視点が生まれ、より授業で活用できる書籍を精選できる。さらに、学校司書と情報共有することで、学校図書館の活用を促したり、スムーズにサポートしたりする事ができる。 <b>(3)学校図書館に係る調査の実施</b> 生徒等を対象とし、読書、図書館活用に関する調査を行い、学校図書館の活用について実態を把握する。その後、学校図書館の改善、選書の視点等を検証する根拠資料とし、次年度の改善に繋げていく。 選書会では学校図書館活用計画をもとに、授業で使用する目的・内容や児童生徒の実態に合っているか等について、実際に手に取り、確認して選書を行う。この作業により、目録ではわからない書籍の内容・構図・図表などを確認でき、より授業での活用に適した書籍(資料)を選ぶことができる。 <b>(4)学校司書と地元の書店と連携した取組</b> 選書会で選書する書籍については、事前に教員のニーズを調査する。その調査結果より、学校司書が書籍を集めたり、地元の書店へ依頼したりし、書籍を揃える。選書会には、学校司書・書店も立ち合い、教員の視点に加え、学校外の視点を入れる事で多様性を持つた選書ができる。 なお、この選書会では、全職員が参加するため、図書館担当のみに任せのではなく、全職員が学校図書館の事を知り、より「教員もつかえる学校図書館」の実現を目指すことができる。					
<b>3 成果</b> ・教科担当者が学校図書館活用計画の作成をすることで、学校図書館の活用の促進に繋がった。 ・学校図書担当だけでなく全職員が選書に関わることで、全職員が学校図書館の事を知ることができた。 ・学校図書館図書の蔵書配分比率がメディア基準(全国学校図書館協議会)に近づいた。 ・「学習・情報センター」としての役割における読書推進に繋がった。 ・この取組をとおして、学校司書と教員の連携が深まった。 ・授業で学校図書館を活用する事が増えるとともに、生徒が足を運ぶことが多くなった。 また、選書会を行うことで、日頃触れないジャンルの本に触れる機会が増え、こどもたちの読書をする量も増加した。					
<b>4 課題・今後の方向性</b>					
【課題】 ・蔵書配分比率の変化等、取組の効果は小さいため継続していく。(教育計画に組み込み済み) ・毎年、町内の全学校で取り組むため、形骸化させない。(町教委主催で研修会等の働きかけを行う) 【今後の方向性】 学校図書館活用の活性化については、学校図書館を実際に使う全職員が関わることが重要であると考えており、各校の選書会等や町主催の研修等で、学校図書館に関わる機会をつくり、学校と教委が連携していく必要がある。					

## みんなの居場所にするために…図書館をアップデート

学校名	和歌山県立箕島高等学校				
学級数	14学級	生徒数	376名	蔵書数	25,446冊

### ～はじめに～

図書館を「みんなの居場所」にするためには「読書が、本が苦手」「図書館行ったことない」という生徒への働きかけが重要になってくる。彼らに足を運んでもらうためにはどうすればいいのか？様々な試行錯誤を行ったところ、結果的に図書館の機能を強化し可能性を広げることにつながっていった。図書館を「みんなの居場所」にするために行なった2年半の取組を5つのテーマでまとめてみたい。

### ・「探しやすい」図書館

何十年も前の古い本がびっしり並んだ書架や色あせたサインは本が苦手な生徒にとってただの壁でしかない。思い切って除架、除籍し、面展示できるスペースや展示コーナーを作り、案内表示やサインを一新することで館内が明るくなりブラウジングする生徒が増えた。



### ・「DXする」図書館

図書館の公式LINE、公式Instagramを開設しSNSで情報発信を行っている。行事や紹介したい本などタイムリーな情報発信ができるとともに加え、web上で公開している蔵書検索や開館カレンダーにもリンクでき、利便性も向上した。LINEのポイント機能を活用し、10Pためると景品と交換できるデジタル貸出ポイントカードも好評である。



### ・「作る」図書館

探究の「情報の探し方ガイド」やSDGsに関するブックリストを作成しteamsにアップロード、また、遠足など行き先が決まっている行事は先輩から後輩へのアドバイスを募り、リーフレットにまとめ配布している。他にも進路に関する各種ワークシートなど、自校のニーズに応じたブックリストや資料の作成を行うことで図書館の活用の幅が広がった。



### ・「楽しむ」図書館

クリスマスには、コンサートやクイズ、デジタルスタンプラリーなどの楽しい企画「図書館クリスマスフェスタ」を実施、他に年に一度の選本会や図書委員によるおすすめ本広報紙「Minoteen」の発行を行っている。マジックや文房具などをまとめた「メイカースペース」も設置し活用されている。



### ・「伝える」図書館

図書館の広報担当は、図書館公認キャラクターの「みのしまん」。「みのたん」と「しまたん」という大小みのむし風のぬいぐるみが図書館からのお知らせを伝えると、それだけで親しみが増す。また、身近な先生や生徒をポスターに起用するのも目を引き、文字やイラストだけでは伝わらないインパクトを与えるように思う。



## ●成果

これらの取組を実践してきた結果、「うちの図書館は充実している」と誇らしげに言う生徒や「居心地が良くて出たくない」と叫ぶ生徒もいてありがたい感じている。読書は強要されたり、競うものではなく、図書館が整備され魅力的な空間になることで自然と本に手が伸び読書意欲が高まっていくのではないか。今後もコツコツとアップデートを重ね、読書意欲が高まる魅力的な図書館を目指していきたい。

## ●課題・今後の方向性

急速なデジタル技術の発達や生成AIの台頭で、情報の見極め方など情報リテラシー教育の必要性が今までになく高まっている。図書館でも様々な教科と関わりながら情報の集め方や調べ方などのサポートができるよう、司書自身もアップデートしていきたい。

## 図書委員会活動を中心とした取組

学校名		和歌山県立きのかわ支援学校			
学級数	(小) 14学級	児童生徒数	(小) 75人	蔵書数	約7,000冊
	(中) 8学級		(中) 51人		
	(高) 9学級		(高) 49人		

### 【本校の概要】

- ・肢体不自由と知的障害のある児童生徒を対象とする特別支援学校で、小学部・中学部・高等部がある。
- ・学校教育目標に「一人ひとりの自立と社会参加を目指して主体的に生きる力の育成をはかる～つながろう・学び合おう～」を掲げている。
- ・読書活動については、生徒指導部と高等部図書委員会が中心となり推進している。

### 【推進のための取組】

#### ○高等部図書委員会

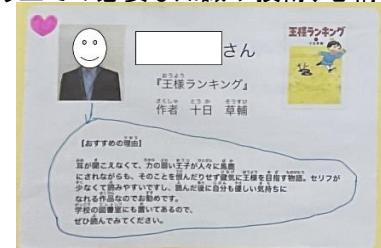
- ・月2回(隔週火曜日5, 6限)7名の委員が所属し「みんなが楽しめるあかるい図書室にする」を目標に、一人ひとりの意見や発想を尊重した自主的な運営を目指している。

#### ①『読み聞かせ活動』について

- ・小学部児童に絵本を楽しんでもらうために企画し、図書委員が昼休みに絵本の読み聞かせを行う。
- ・読み聞かせ団体「テープはしもと」より講師を複数回招き、読み聞かせを行う上での必要な知識や技術、心構えについて学んだ。
- ・読み聞かせをする絵本については、小学部児童がわかりやすい内容の絵本という観点で話し合いをして選定した。
- ・2グループで練習を行い、お互いの読み聞かせの良い点や改善点を出し合って、工夫に努めた。

#### ②『オススメ本の紹介』について

- ・委員一人ひとりが図書室の1冊について読後の感想を添え、本の魅力を発信した。
- ・教職員等にインタビューを行い、オススメの本の内容や好きなところ等、壁新聞にまとめて発信した。



オススメ本の紹介

#### ③『貸し出しランキング』について

- ・貸し出しが多い本や図書室をよく利用しているクラスなど、様々な項目をランキングにして壁新聞で発表した。
- ・紙を捲るとランキングが書かれているなど、見る児童生徒がワクワクするような掲示方法の工夫を行った。

#### ④『図書室運営』について

- ・委員会の中で当番を決めて、週3回昼休みに図書室の本棚の整理や返却本の片付けを行っており、自分の当番を確認するなど主体的に取り組めた。

#### ○中学部

- ・国語科の授業では、生徒が図書室の本を1冊読み、感想文を書いて発表する取組を行い、日頃、本に接することの少ない生徒も関心をもつ機会となつた。



よみかたりボランティア

#### ○小学部

- ・「高校生よみかたりボランティア」として、初芝橋本高等学校の生徒によるクリスマスをテーマにした絵本の読み聞かせを行なつた。児童の楽しむ姿が見られ、地域の高校生と交流する中で絵本に親しむことができた。

#### ○全校の取組

- ・毎週金曜日の昼休憩は、肢体不自由部門の児童生徒が特に利用しやすいように環境整理を行い、個々のペースで本に親しむ時間を設定している。

### 【成果】

- ・図書室の利用頻度が高まり、本や読書に関する話題や、様々なジャンルの本を手に取る児童生徒が増えた。
- ・委員会活動で生徒同士が話し合い図書室の整理整頓や本の魅力の発信を行うことで、図書室への愛着が高まり使用マナーが向上した。
- ・本を通して児童生徒が他学部の児童生徒や校内の職員等と関わる中で、相手の意見を尊重したり、相手に伝わる伝え方等を意識したりできるようになった。
- ・外部講師から専門的な知識や心構え等を学ぶことで、読み聞かせやあいさつ等の礼儀作法等のスキルを身につけることができた。

### 【課題・今後の方針】

- ・高等部図書委員会を中心に小学部・中学部と連携し、児童生徒主体で組織化した取組を進める。
- ・地域の高校生との交流や外部講師の招聘を継続し、読み聞かせの楽しさを味わうとともに、交流を通じて知識や技術等を高める。
- ・多様な実態の児童生徒に応じた本の選定を行うとともに、読書スペースを整備する。

## 特色のある取組～こども司書～

図書館名	有田川町立金屋図書館		
蔵書数	48,438冊	児童書冊数の割合	86.8%
開館時間	10:00～17:00（月曜日・祝日・年末年始休館）		

### ●取組の背景

有田川町では4ヵ月児の乳幼児健診で絵本をプレゼントするブックスタート事業をはじめとして、未就園児を対象にした「お膝で抱っこのおはなし会(わらべうた教室)」、親子で絵本と工作を楽しむ教室「ブックラザ」、就園児から小学校低学年を対象にした「絵本の読み聞かせ会」、小学生を対象にした「本であそぼ」など、年齢に合わせた事業を展開し、図書館をより身近に感じ、本と親しめるように取り組んできました。

しかし、年齢が進むにつれて図書館から足が遠のき読書離れが進んでしまっており、特に絵本から一人読みへの移行時期の読書支援を課題としていました。そこで、図書館のことや本のことをこども自身が学び、専門的な知識を得て、学校や家庭、地域で読書の楽しさやおもしろさを伝える読書リーダー「こども司書」の育成を開始しました。

### ●取組の概要

#### 【こども司書養成講座】(全6回)

対象:町内小学4・5年生 定員:10名程度  
講座内容

- ①本の分類・本の探し方
- ②本の修理方法
- ③本の紹介・POP制作
- ④絵本の読み聞かせ
- ⑤図書館の仕事を体験
- ⑥県立図書館見学



※全6回の講座のうち、4回以上出席者に「こども司書認定証」を授与する。また、養成講座修了後は希望により、小学校卒業まで図書館でこども司書活動を行うことができます。

#### 【こども司書活動】

図書館でのカウンター業務(本の貸出、返却)やイベントの補助を行います。また、こどもの目線での特集の設置や本で調べるクイズの作成を行い、楽しみながら図書館利用者の読書推進の一役を担っています。毎月1回行われる定例会では、学校で流行っている本や学校図書館のイベントなどの情報交換を行います。毎年3月にはお楽しみ会として、家族や友達、学校の先生に招待状を出し、ブックトークやアニメーションなどの成果を発表します。



### ●成果

2020年(令和2年)度より「こども司書養成講座」を開始し、1期生3名、2期生10名、3期生8名を認定しました。養成講座修了時にその後の図書館でのこども司書活動の希望を聞きますが、100%の確率で活動を希望し、やりがいを見出しています。また、学校でも図書委員に自信をもって立候補する児童も多く、読書リーダーとして活躍しています。

※2022年に第55回優良読書グループとして表彰される。

### ●課題・方向性

こども司書の活動は小学6年生までとしていますが、得た知識を中学校でも活かすことができないか検討中です。また、現状のこども司書の活動拠点は町立図書館ですが、学校図書館に移行できれば、より多くのこども司書を育成でき、その分だけこどもの読書推進を進めることができると考えています。そのためには図書館と学校との連携が必要不可欠です。

# 参考資料

1	市町村における「読書活動推進計画」の策定状況等	1
2	県・市町村立図書館施設一覧	2
3	都道府県別図書館設置率	3
4	子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ	4
5	子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)	5
6	子どもの読書活動の推進に関する法律	6
7	学校図書館法	8
8	学習指導要領における学校図書館の位置付け(抜粋)	12
9	和歌山県こどもの読書活動推進に係る協議会委員名簿	14

## 1 市町村における「読書活動推進計画」の策定状況等

市町村名	各市町村における「読書活動推進計画」の制定・実施状況(令和5年3月現在) ※○:策定済 △:未改定		乳幼児とその保護者に対する読書活動支援に関する調査(令和5年3月現在) ※○:実施 △:検討中		
	策定状況	策定時期	読み聞かせの実施	ブックリスト等の配布	ブックスタート等の実施
和歌山市	○	平成25年3月(計画策定) 令和3年3月(二次改定)	○	○	○
海南市	○	平成23年3月(計画策定) 平成28年8月(二次改定) 令和3年3月(三次改定)	○	○	
橋本市	○	平成21年3月(計画策定) 平成27年3月(二次改定) 令和3年3月(三次改定)	○	○	○
有田市	△	平成23年1月(計画策定) 平成29年3月(二次改定)	○	○	○
御坊市		(令和5年度中策定予定)	○	○	○
田辺市	△	平成17年3月(計画策定) 平成22年3月(二次改定)	○	○	○
新宮市	○	平成24年3月(計画策定) 平成30年4月(二次改定)	○	○	○
紀の川市	○	平成29年4月(計画策定) 令和5年4月(二次改定)	○	○	○
岩出市	○	平成20年3月(計画策定) 平成25年3月(二次改定) 平成30年3月(三次改定) 令和5年3月(四次改訂)	○	○	○
紀美野町	○	令和4年4月(紀美野町生涯学習振興計画内)	○		○
かつらぎ町	○	平成24年10月(計画策定) 平成30年7月(二次改定)	○	○	○
九度山町			○	○	○
高野町			△	△	△
湯浅町			○	○	○
広川町			○	○	○
有田川町	○	平成28年4月(計画策定) 令和4年4月(二次改定)	○		○
美浜町					
日高町			○		○
由良町	○	令和5年4月(計画策定)	○	○	○
印南町	○	平成17年4月(計画策定) 令和3年4月(第6次印南町長期総合計画内)	○	○	○
みなべ町			○		○
日高川町	○	平成30年4月(計画策定) 令和5年4月(二次改定)	○	○	○
白浜町	○	平成21年6月(計画策定)	○	○	○
上富田町	○	平成22年4月(計画策定) 平成27年4月(二次改定)	○	○	○
すさみ町	○	平成20年9月(計画策定) 平成29年4月(一部改定) 令和3年4月(一部改定)	○	○	○
那智勝浦町	△	平成24年4月(計画策定) 平成29年3月(二次改定)	○	○	○
太地町			○	○	○
古座川町			○		○
北山村			○		○
串本町	○	平成22年4月(計画策定) 平成27年4月(二次改定) 令和2年4月(三次改定)	○	○	○

## 2 県・市町村立図書館施設一覧

(令和5年4月1日現在)

番号	施設名	設置年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	閲覧 席数	蔵書冊数	貸出冊数	巡回図書 の有無	障害者に対する配慮等 (EL:エレベーター)	職員数 (有資格者)
1	和歌山県立図書館	明治41年	10,984.00	110	849,553	315,817	×	WC, EL、車いす、車いす対応机、駐車場、玄関の誘導チャイム、点字ブロック、拡大表示、拡大読書器、自動書籍朗読システム、対面朗読室、拡大鏡、老眼鏡、リーディングトラッカー、大活字本、点字図書、録音図書等のバリアフリー資料、特別貸出(4週間)、郵送貸出、館内案内図(触地図)、玄関インターホン、自動ドア、玄関スロープ、DAISY図書録音再生機、コミュニケーションボード	38 (18)
2	和歌山県立紀南図書館	昭和26年	1,100.00	72	244,330	125,421	×	WC、EL、車いす、駐車場、玄関の誘導チャイム、点字ブロック、点字案内、拡大読書器、自動書籍朗読システム、拡大鏡、老眼鏡、リーディングトラッカー、大活字本、点字図書、録音図書等のバリアフリー資料、特別貸出(4週間)、郵送貸出、DAISY図書録音再生機、コミュニケーションボード	11 (7)
	県立合計		12,084.00	182	1,093,883	441,238			49 (25)
3	和歌山市民図書館	令和元年	7,597.16	525	512,300	696,060	○	WC、EL、車いす(5台)、点字ブロック、拡大鏡、老眼鏡、大活字本、点字案内板、筆談具可、歩行困難者優先駐車場(最大8台)、筆談具	65 (22)
	和歌山市民図書館 西分館	平成29年	459.52	68	72,800	377,148	×	WC、EL、車いす、点字ブロック、スロープ、老眼鏡、大活字本、特別貸出、郵送貸出、玄関インターホン	10 (5)
4	海南市民交流施設 (海南nobinos)	令和2年	7850.23	450	138,597	392,655	×	EL、駐車場、スロープ、自動ドア、点字ブロック、点字表示、拡大鏡、老眼鏡、大活字本、点字図書、拡大読書器、貸出用ヒアリンググレーブル、筆談対応、長期貸出(30日間)	27 (12)
	海南省下津図書館	平成9年	727.16	85	101,304	62,593	×	駐車場、スロープ、自動ドア、老眼鏡、大活字本、点字図書、長期貸出(30日間)、拡大鏡、拡大読書器	6 (4)
5	橋本市図書館	昭和51年	1491.68	50	169,671	225,365	○	WC、EL、玄関スロープ、拡大鏡、大活字本、点字図書、LL本、点字案内板、筆談ボード	6 (4)
6	有田市図書館	平成元年	1059.09	161	103,814	128,241	×	WC、EL、駐車場、スロープ、点字ブロック、自動ドア、拡大鏡、大活字本、点字図書、録音図書、宅配サービス、音声・拡大読書器、老眼鏡、車椅子、オストマイド、書見台、スタンドルーペ、リーディングトラッカー	18 (7)
7	御坊市図書館	大正2年	589.00	45	81,018	87,906	×	WC、EL、駐車場、車いす、玄関スロープ、点字ブロック、老眼鏡、拡大鏡、大活字本、点字図書、録音図書、本の宅配サービス	7 (3)
8	田辺市立図書館	明治33年	2004.29	192	338,722	330,007	○	拡大読書器、大型活字本、点字図書、録音図書、車いす、EL、点字ブロック、WC、駐車場	24 (10)
9	新宮市立図書館	昭和23年	1412.00	100	117,481	128,502	○	WC、EL、スロープ、優先駐車場、自動ドア、点字ブロック、バリアフリー床、点字案内、車いす対応カウンター、車いす、シルバーカート、コミュニケーションボード、老眼鏡、拡大鏡、拡大読書器、大活字本、点字資料、さわる絵本、LLブック、朗読CD	13 (5)
10	紀の川市立河北図書館	平成17年	873.00	50	103,926	119,198	○	WC、駐車場、車いす、スロープ、点字ブロック、自動ドア、バリアフリー床、大活字本、点字図書、オーディオブック	6 (3)
	紀の川市立河南図書館	平成28年	1076.40	90	85,532	113,423	○	WC、駐車場、スロープ、点字ブロック、自動ドア、バリアフリー床、大活字本、点字図書、拡大鏡、拡大読書器、オーディオブック	6 (2)
11	岩出市立岩出図書館	平成18年	2848.38	167	341,923 (2館合計)	324,934 (2館合計)	×	WC、オストマイド、車いす、車いす対応机、駐車場、点字ブロック、自動ドア、点字案内、拡大読書器、拡大鏡、大活字本、点字図書、点字雑誌、布絵本、朗読CD、LLブック、電子図書館テキスト版(電子書籍)、対面朗読、郵送貸出サービス、コミュニケーションボード、リーディングトラッカー、ディズニージュニア、ブレクストーン、フラッシュライト、デルミー、老眼鏡、対面朗読室、玄関インターホン、パリアフリー床、訪問による利用者用登録	5 (3)
	岩出市立駅前ライブラリー	平成9年	801.67	44			×	WC、EL、車いす対応机、スロープ、点字ブロック、点字案内、自動ドア、拡大鏡、大活字本、電子図書館テキスト版(電子書籍)、郵送貸出サービス、リーディングトラッカー、老眼鏡	1 (0)
12	かつらぎ町立図書館	平成6年	427.00	37	73,571	71,077	×	WC、EL、駐車場、スロープ、大活字本、点字図書	10 (2)
	かつらぎ町立図書館花園分館	平成17年	25.44	8	2,183	560	×		2 (0)
13	湯浅町立図書館	昭和29年	1185.00	68	53,283	45,206	×	WC、EL、駐車場、スロープ、点字ブロック、自動ドア、音声朗読器、拡大読書器、バリアフリー床、大活字本	11 (4)
14	有田川町立金屋図書館	平成17年	533.76	24	130,802 (全館合計)	216,699 (全館合計)	○	WC、EL、駐車場	4 (1)
15	美浜町立図書館 (友学の森)	平成8年	544.30	17			×	WC、EL、スロープ、自動ドア、大活字本、出前図書(宅配)	4 (1)
16	みなべ町立図書館 (ゆめよみ館)	平成12年	1,198.15	50	100,633	47,400	×	WC、EL、点字ブロック、拡大鏡、大活字本、点字図書、カセットテープ、老眼鏡	6 (5)
	みなべ町立図書館 上南部分館	平成16年	122.00	20	26,949	5,826	×	大活字本	2 (1)
17	白浜町立図書館	昭和52年	291.00	32	51,361	46,189	×	大活字本、拡大読書器	7 (3)
18	上富田町立図書館	昭和55年	293.00	50	66,319	37,651	×	WC、玄関スロープ、自動ドア、拡大鏡	6 (2)
	上富田町立図書館市ノ瀬分館	令和3年	157.00	20	2,395	424	×		0 (0)
19	那智勝浦町立図書館	昭和54年	530.30	53	37,199	29,948	○		4 (1)
20	串本町図書館	大正14年	860.00	31	62,376	30,403	○	大活字本、拡大読書器、CD文庫	6 (3)
	市町村立合計		34,956.53	2,437	2,821,008	3,534,477			256 (103)
	市町村立1館平均		1398.26	97.48	112,840	141,379			10.2 (4.1)

### 3 都道府県別図書館設置率

(令和4年4月1日現在)

順位	都道府県名	設置率	図書館数			
			計	県	市区	町村
1	富山県	100.0%	54	1	48	5
	石川県	100.0%	37	1	26	10
	福井県	100.0%	37	2	18	17
	滋賀県	100.0%	50	1	42	7
	鳥取県	100.0%	30	1	7	22
6	静岡県	97.1%	93	1	81	11
7	岡山県	96.3%	70	1	54	15
8	栃木県	96.0%	54	1	40	13
9	広島県	95.7%	81	1	70	10
10	兵庫県	95.1%	97	1	86	10
11	山口県	94.7%	54	1	45	8
12	埼玉県	93.7%	164	2	142	20
13	東京都	93.5%	388	2	376	10
14	長崎県	90.5%	39	2	27	10
15	島根県	89.5%	40	1	26	13
16	大分県	88.9%	32	1	29	2
17	大阪府	88.4%	146	2	139	5
18	福岡県	88.3%	114	1	85	28
19	神奈川県	87.9%	83	2	70	11
20	愛知県	87.0%	96	1	85	10
21	佐賀県	85.0%	31	1	22	8
22	茨城県	84.1%	62	1	55	6
23	岐阜県	81.0%	68	1	52	15
24	宮崎県	80.8%	34	1	19	14
25	愛媛県	80.0%	44	1	38	5
26	三重県	79.3%	48	1	36	11
27	徳島県	79.2%	29	1	16	12
28	岩手県	78.8%	47	1	33	13
29	京都府	76.9%	66	2	57	7
30	新潟県	76.7%	71	1	67	3
31	香川県	76.5%	29	1	22	6
32	千葉県	74.1%	145	3	137	5
	山梨県	74.1%	50	1	36	13
34	長野県	72.7%	115	1	76	38
35	秋田県	72.0%	51	2	44	5
36	高知県	70.6%	40	1	23	16
37	鹿児島県	69.8%	64	2	48	14
38	山形県	68.6%	39	1	26	12
39	群馬県	65.7%	56	1	44	11
40	奈良県	61.5%	31	1	18	12
41	宮城県	60.0%	41	1	30	10
	和歌山县	60.0%	26	2	13	11
43	北海道	59.2%	152	1	69	82
44	沖縄県	58.5%	36	1	22	13
45	福島県	57.6%	66	1	44	21
46	青森県	57.5%	33	1	18	14
47	熊本県	55.6%	54	1	39	14
	全国	77.4%	3,287	59	2,600	628

※『日本の図書館』2022より

## 4 子供の読書活動推進に関する有識者会議論点のまとめ

(令和4年12月 文部科学省)

「第4 I 4 発達段階に応じた取組」から

・生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

・読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば①～④のような傾向があるとの指摘がある。他方、子供の発達段階は多様であり、個々の子供の状況等を十分に勘案した上で、乳幼児期からの切れ目ない読書活動の推進を目指すことが重要である。

### ① 就学前の時期(おおむね6歳頃まで)

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

### ② 小学生の時期(おおむね6歳から12歳まで)

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまつたり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

### ③ 中学生の時期(おおむね12歳から15歳まで)

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

### ④ 高校生の時期(おおむね15歳から18歳まで)

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

## 5 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)

文部科学大臣表彰一覧(平成26年度から令和5年度)

	学校	公共図書館	団体・個人
平成26年度	和歌山市立貴志小学校 県立桐蔭高等学校 県立熊野高等学校	那智勝浦町立図書館	日置おはなし会(白浜町)
平成27年度	和歌山市立小倉小学校 広川町立津木中学校 県立串本吉座高等学校	—	ゆうゆうおはなし会(田辺市)
平成28年度	和歌山市立四ヶ郷北小学校 橋本市立西部小学校 県立田辺高等学校	—	絵本の会「よむよむ」(那智勝浦町)
平成29年度	湯浅町立湯浅小学校 印南町立稻原小学校 県立きのかわ支援学校	海南下津図書館	ブックマーマ(太地町)
平成30年度	和歌山市立四ヶ郷小学校 岩出市立岩出小学校 県立紀北農芸高等学校	有田市図書館	かみふうせん(上富田町)
平成31年度	広川町立津木小学校 那智勝浦町立市野々小学校 県立きのくに青雲高等学校	白浜町立図書館	渡辺敏子(かつらぎ町)
令和2年度	和歌山市立太田小学校 日高川町立和佐小学校 県立粉河高等学校	紀の川市立河北図書館	—
令和3年度	和歌山市立宮小学校 岩出市立山崎北小学校 県立和歌山商業高等学校	かつらぎ町立図書館	子どもと本の紀南ネット(田辺市)
令和4年度	海南市立日方小学校 紀の川市立川原小学校 県立和歌山東高等学校	御坊市立図書館	—
令和5年度	和歌山市立砂山小学校 上富田町立市ノ瀬小学校 県立箕島高等学校	湯浅町立図書館	—

## 6 子どもの読書活動の推進に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての关心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 7 学校図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(昭三三法一三六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平二七法四六・一部改正)

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならぬ。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合にお

いて、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(平九法七六・平一一法一六〇・平一九法九六・一部改正)

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二六法九三・追加)

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(平二六法九三・旧第六条繰下)

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るために、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

(平一五法一一七・一部改正、平二六法九三・旧第七条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。  
(司書教諭の設置の特例)
- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

(平九法七六・一部改正)

附 則（昭和三三年五月六日法律第一三六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和四一年六月三〇日法律第九八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則（平成九年六月一一日法律第七六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則（平成二六年六月二七日法律第九三号）

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 8 学習指導要領における学校図書館の位置付け(抜粋)

	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)	高等学校 (平成30年3月告示)
総則	<p>学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】小学校 第1章.第3.(7) 中学校 第1章.第3.(7) 高等学校 第1章.第3款.1.(6)</p>		
国語科	<p>内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りがないよう配慮して選定すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第2章.第1節.第3.2.(3)</p>	<p>内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにする。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 中学校 第2章.第1節.第3.2.(3) 高等学校 第2章.第1節.第3款.2.(4)</p>	
社会科	<p>学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第2章.第1節.第3.2.(3)</p>	<p>情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追求や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 中学校 第2章.第2節.第3.2.(2) 高等学校 第2章.第2節.第3款.2.(4) 第2章.第3節.第3款.2.(4)</p>	

	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)	高等学校 (平成30年3月告示)
総合的な学習の時間	<p>学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】</p> <p>小学校 第5章.第3.2.(7) 中学校 第4章.第3.2.(7)</p>		
特別活動	<p>学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第6章.第2.2.(3).ウ</p>	<p>現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第5章.第2.2.(3).ア</p>	<p>自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第5章.第2.2.(3).イ</p>

## 9 和歌山県こどもの読書活動推進計画に係る協議会委員名簿

(50音順)

	氏名	団体及び機関名・職名	分野
1	池田 八主雄	かつらぎ町教育委員会 教育長	市町村教育委員会
2	上原 一弥	和歌山県学校図書館協議会 副会長 和歌山市立東中学校 校長	中学校
3	梶川 華代	和歌山県PTA連合会 副会長	PTA(保護者)
4	柏木 美紀	和歌山県立紀北支援学校 校長	特別支援学校
5	杉本 和子	有田川町教育委員会社会教育課社会教育班 班長 有田川町地域交流センター(ALEC)司書	市町村立図書館
6	鈴木 晴久	高野山大学 教職支援センター 教授	学識経験者
7	戸川 しをり	和歌山県立耐久高等学校 校長	高等学校
8	山口 仁美	上富田町立市ノ瀬小学校 校長	小学校
9	山本 育代	おはなしボランティアゆうゆう 代表	ボランティア

和歌山県こどもの読書活動推進計画(第五次)

2024年(令和6年)8月

発行:和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-441-3720 FAX 073-441-3724